

町県民税、所得税の 申告が始まります

確定申告

平成17年分確定申告の税務署窓口での相談および申告書の受け付けは、2月16日(木)から3月15日(水)までです。

なお、岡崎税務署では、平日以外にも2月19日(日)および26日(日)に限り受け付けを行っています。

岡崎税務署 〒444 8552
岡崎市羽根町字北乾地50 1

申告に必要なもの

印鑑
申告書
所得の分かるもの
収入経費の帳簿書類、源泉徴収票(コピー不可)、農業所得のお知らせ
所得控除に必要な証明書・領収書など
個人年金や生命保険・損害保険に支払った保険料の証明書、医療費の領収書・保険金などで、補てんされる金額の分かるもの
所得税の還付申告をする場合は、本人名義の預金口座番号

申告書作成会場および問合せ

申告の種類	会場	申告	
		期間(平日のみ)	時間(正午~午後1時除く)
町県民税	幸田町役場4階ホール ☎62-1111	2月16日(木) ~3月15日(水)	午前9時~午後4時
所得税	岡崎税務署 ☎58-6511	2月16日(木) ~3月15日(水)	午前9時~午後5時
贈与税		2月1日(水) ~3月15日(水)	
消費税		3月31日(金)まで	
個人事業税	西三河県税事務所 ☎27-2713	3月15日(水)まで	

【お願い】

所得税の申告で事業所得や不動産所得のあるかたは、必ず総収入金額・必要経費を項目別に集計し、收支内訳書を記入しておいてください(前年分の收支内訳書が必要となる場合があります)。受付期間中、正午から午後1時までには休憩させていただきます。

【無料税務相談所】

所得税の申告で分からないときは、税理士による無料税務相談所をご利用ください。

とき 2月20日(月)から28日(火)までの平日

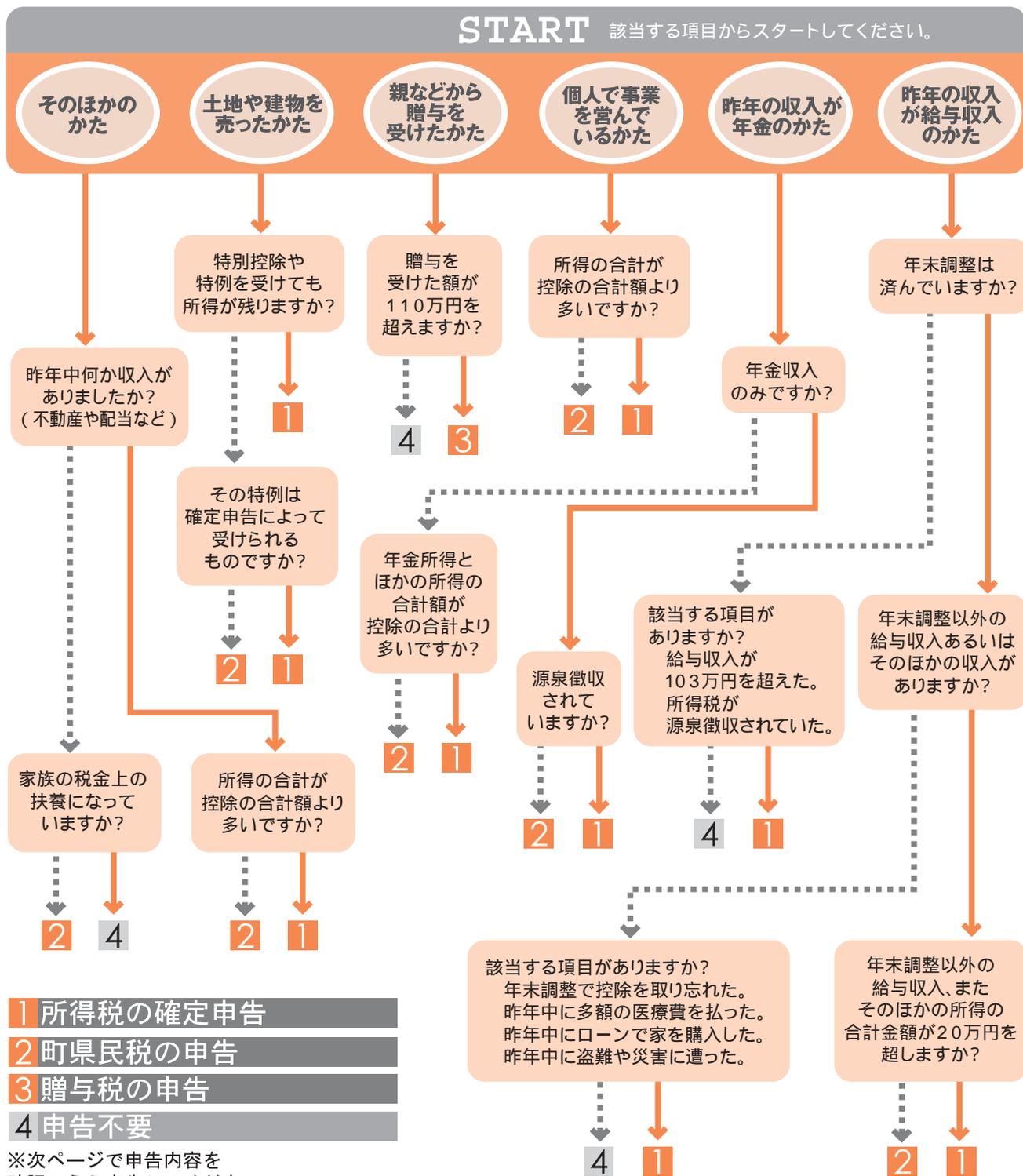
ところ 幸田町商工会

相談時間 午前9時30分~午後4時 正午から午後1時までには休憩させていただきます。

あなたはどの申告が必要？

あなたの収入などの状況により、必要な申告を確認して下さい。

← はい ← いいえ



1 所得税の確定申告

事業・不動産所得

などのあるかた

昨年各種所得金額合計が、所得控除額（基礎控除・扶養控除など）の合計より多いかたは、確定申告をしなければなりません。

給与所得のあるかた

通常、勤務先の年末調整で税金の精算が行われていますので、確定申告の必要はありません。しかし、次のいずれかに該当するかたは確定申告をする必要があります。

- ① その年の給与収入が2,000万円を超えるかた
- ② 給与所得や退職所得以外の所得の合計額が20万円を超えるかた
- ③ 給与を2か所以上から受けているかた

所得税の還付申告

給与所得者や年金収入のかたで、確定申告の必要がないかたでも、次の場合は確定申告をすると、源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

- ① マイホームをローンなどで取得したかた…申告に必要なものは、住民票の写し、住宅（土地）の登記簿謄本・住宅（土地）の売買契約



所得税・消費税の確定申告書の作成は「確定申告書等作成コーナー」国税庁ホームページをご利用ください。
URL <http://www.nta.go.jp>

- 書の写し、住宅ローンなどの年末残高証明書です。増改築の場合は、さらに建築確認通知書の写し、検査済証の写しまたは建築士から交付を受けた増改築等工事証明書などが必要です。
- ② 多額の医療費を払ったかた
- ③ 災害や盗難に遭ったかた
- ④ 年途中で退職し、年末調整がされていないかた
- ⑤ 年末調整で控除の手続きを忘れたかた

消費税

平成17年分個人事業者の消費税の確定申告は、3月31日（金）までです。

消費税は、事業者自身が課税売上高や税額を計算し納付する「申告納税制度」とっています。所得税の確定申告同様、申告書は、正しく早めに提出しましょう。

対象 平成15年分の課税売上高が1,000万円を超えるかたや課税事業者を選ばれたかた

個人事業税

所得税の確定申告または町県民税を申告されるかたは、個人事業税の申告の必要はありません。

なお、年途中で事業を廃止したかたの事業税は、通常の場合と異なり、事業を廃止した日から1か月以内に、西三河県税事務所に申告してください。

西三河県税事務所
岡崎市明大寺本町1丁目4
☎ 271-2713

振替納税のご利用を

所得税や消費税（個人事業者）の納税方法に、振替納税の制度があります。

これは、銀行などの預金口座から振替によって納税を済ませるものです。この制度を利用されますと、納税のための手続きが少なくなり、うっかり納税を忘れて余分な延滞税を支払うことがなくなります。利用されるときは、「預貯金口座振替依頼書」（用紙は最寄りの金融機関または税務署にあります）を提出してください。



提出期限
所得税 3月15日（水）
消費税 3月31日（金）
提出先
岡崎税務署または金融機関
税に関するご相談は専用電話へ
岡崎税務署相談室
☎ 271-1211

町県民税、所得税の 申告が始まります

② 町県民税の申告

平成18年1月1日現在、幸田町に住んでいて、昨年中に収入のあったかたや、次の項目に該当するかたは、町県民税の申告が必要です（所得税の確定申告をしたかた、給与所得者で年末調整された給与所得のみのかたは必要ありません）。

- ① 土地・建物などを売ったかたで、特別控除や課税の特例を受けることにより、所得税の確定申告の提出義務のないかた
- ② 前年中に退職をしたかた
- ③ 給与所得者で給与以外にも所得のあったかた、または、2か所以上から給与を受けたかた
- ④ 年金や恩給を受けているかたで、社会保険料控除や生命保険料控除などを受けるかた
- ⑤ 雑損控除、医療費控除などを受けるかた

また、昨年中に収入のなかったかたで、家族の税金上の扶養に入っていないかた（特に、国民健康保険に加入しているかたは、申告の有無により、国民健康保険税の額が変わることがあります）も申告が必要です。申告書は、税務課に用意してあります。前年度申告されたかたは、2月上旬ごろ郵送する予定です。

次に該当するかたは、税務署で申告相談をお願いします。

- 住宅借入金などの特別控除を受けられるかた
- 土地、家屋、株式などを譲渡されたかた
- 青色申告（青色決算）をしているかた
- 営業、農業、不動産など収支計算の申告をされるかた（収支内訳書の完成しているかたは除きます）

③ 贈与税の申告

昨年の贈与税申告の相談および申告書の受け付けは、2月1日（水）から始まり、期限は3月15日（水）までです。窓口の受け付け以外に、郵送または税務署の時間外収受箱に投かんすることでも提出することもできます。

贈与税は、個人から財産をもらったときに、もらったかたにかかる税

金です。昨年1年間に、個人から贈与を受けた財産の価格合計が110万円を超えるかたは、贈与税の申告および納税が必要です。居住用財産の贈与や住宅取得資金などの特例があります。これらの特例は申告の手続きが必要です。

平成18年度から住民税の税制が変わります

65歳以上のかたの税制が変わります

公的年金等控除額が引き下げられます。

公的年金等に係る雑所得の速算表（所得金額 = A × B - C）

	A. 公的年金等の収入金額の合計	B. 割合	C. 控除額
改正後	公的年金等の収入金額の合計額が1,200,000円までの場合は、所得金額はゼロとなります。		
	1,200,001円から3,299,999円	100%	1,200,000円
	3,300,000円から4,099,999円	75%	375,000円
	4,100,000円から7,699,999円	85%	785,000円
	7,700,000円以上	95%	1,555,000円

平成18年度課税分より老年者控除（48万円）が廃止されます。

前年合計所得が125万円以下のかたの非課税措置が廃止されます。

経過措置として、平成17年1月1日現在65歳に達しており、前年合計所得が125万円以下のかたについては、平成18年度は均等割及び所得割の3分の2相当額が減額され、平成19年度は均等割及び所得割の3分の1相当額が減額されます。

定率控除による減税額が引き下げられます

現行 所得割額の15%相当額を控除（町・県民税合計で上限4万円）

改正後 所得割額の7.5%相当額を控除（町・県民税合計で上限2万円）

生計同一の妻に対する均等課税が2分の1課税から全額課税に変更されます

現行 平成17年度均等割額 = 2,000円（町民税1,500円、県民税500円）

改正後 平成18年度均等割額 = 4,000円（町民税3,000円、県民税1,000円）